



第5次旭川市障がい者計画

令和8年度（2026年度）～令和12年度（2030年度）

旭川市

はじめに

日頃から本市の障がい福祉行政について御理解と御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

本市では、これまで障がい者施策の基本的な方向を示す旭川市障害者計画を平成9年に策定して以降、平成18年に第2次旭川市障害者計画、平成28年に第3次旭川市障がい者計画、令和3年に第4次旭川市障がい者計画を策定し、各種施策に取り組んでまいりました。

その間、障がいのある方を取り巻く環境は、障がいの重度化や高齢化、長期入院等から地域生活への移行、就労支援の充実のほか、事業者による合理的配慮の提供義務化など、大きく変化しております。

これらの環境の変化に対応していくためには、行政のみならず、市民の皆様を始め、障がい者支援を行う様々な方との連携がますます必要となっております。

この度策定した「第5次旭川市障がい者計画」は、前計画での基本理念である「障がいのある人もない人も、その人らしく活躍し、互いに尊重し合いながら安全・安心に暮らすことのできるまちづくり」を継承し、令和8年度から令和12年度までを計画期間として、新たな法制度の整備や社会情勢の変化等を踏まえ、本市の障がい者施策の基本的な方向性を示したものです。

この理念達成のため、本計画では4つの目標を定め、9つの分野からなる施策体系により、総合的・計画的に障がい福祉施策を推進してまいります。

また、障がいのある方の多様なニーズや課題に対応していくためには、障がいのある方や障がいに対する市民一人一人の『理解』が最も重要であり、これまで以上に課題認識を持ち取り組む必要があることから、「理解の促進」を重点施策としました。

障がいのある人もない人も誰もが、安心して生き生きと暮らし活躍できる「健幸福祉都市」の実現に向けては、関係者の皆様の理解と御協力が不可欠でありますことから、皆様による一層の御支援について、改めてお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定に当たり、多くの貴重な御意見や御提言をいただきました旭川市障害者計画等策定部会の委員の皆様をはじめ、障がい者関係団体の皆様及びアンケート調査等に御協力いただいた市民の皆様に感謝申し上げます。



令和8年（2026年）4月

旭川市長 今津寛介



目 次

第1章 総 論

I 基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の基本理念	2
3 計画の目標	3
4 計画の期間	3
5 計画における対象者	4
6 計画の性格及び位置付け	4
7 計画の体系図	5
II 旭川市における障がいのある人の状況	6
1 身体障がいのある人の状況	6
2 知的障がいのある人の状況	8
3 精神障がいのある人の状況	10
4 難病患者の状況	13
5 発達障がいのある人の状況	18

第2章 各 論

第1節 その人らしさを尊重し合う地域社会の推進	19
I 理解	19
1 障がいのある人への理解の促進	19
II 差別の解消・権利擁護	24
1 障害を理由とする差別の解消の推進	24
2 権利擁護の推進	26
3 地域福祉活動の推進	28
第2節 その人らしく暮らすための支援体制の充実	30
I 生活支援	30
1 相談支援体制の整備	30
2 サービスの質と量の充実	31
3 障がい特性に配慮した支援	32
4 安定した生活の支援	33
II 保健・医療	35
1 障がいの原因となる疾病等の予防・治療	35
2 保健・医療の充実等	36
3 精神保健・医療の提供等	37

第3節	いきいきと暮らすための自立と社会参加の促進	40
I	教育・育成	40
1	障がい児支援の充実	40
2	学校教育の充実	41
II	雇用・就労支援	44
1	障がい者雇用・就労の促進	44
2	福祉的就労の底上げ	49
III	社会参加・活躍	51
1	障がい者スポーツの振興	51
2	文化・芸術活動の振興	54
第4節	安全・安心な暮らしができるバリアフリー社会の実現	56
I	生活環境	56
1	住環境の整備	56
2	障がい者に配慮したまちづくりの推進	57
3	防災・防犯対策の推進	60
II	情報・コミュニケーション	64
1	情報提供の充実	64
2	意思疎通支援の充実	65

第3章 計画の推進

I	各主体の連携	67
II	全庁的な推進体制の整備	67
III	計画の進行管理及び評価	67
IV	情報の公表	67

参考資料

・第4次旭川市障がい者計画の進捗状況	68
・第5次旭川市障がい者計画の策定に関する市民アンケート調査について	84
・旭川市障害者計画等策定部会設置要綱・同策定部会名簿	85
・旭川市障がい者計画策定庁内会議設置要綱	87
・計画の策定経過	89